



山形県公報

平成15年7月8日(火)
第1455号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県道路占用規則の一部を改正する規則..... (交通基盤課) ...873

### 告 示

児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... (児童家庭課) ...874  
土地改良区の役員の退任の届出..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同  
土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ...875  
農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... (森 林 課) ... 同  
道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ...878

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正..... 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則5 - 2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則.....879

### 公 告

平成15年度採石業務管理者試験の実施..... (産業政策課) ..... 同  
大規模小売店舗の変更の届出..... (商業振興課) ..... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第55号

山形県道路占用規則の一部を改正する規則

山形県道路占用規則(昭和30年8月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第3条第1号から第4号まで」を「第3条第1号から第5号まで」に改め、同項第5号中「塩及び」を削り、同条第2項第1号中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第698号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地               | 事業所の名称及び所在地                              | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------------|------------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人櫛引町社会福祉協議会<br>東田川郡櫛引町大字三千刈字藤掛1番地 | くしびきホームヘルプステーション<br>東田川郡櫛引町大字上山添字成田21番地9 | 児童居宅介護    | 平成15年6月9日  |
| 社会福祉法人南陽市社会福祉協議会<br>南陽市赤湯215番地の2       | 南陽市社会福祉協議会訪問介護事業所<br>南陽市赤湯215番地の2        | 児童居宅介護    | 平成15年6月26日 |

## 山形県告示第699号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所        |
|----------|-------------|------------|
| 理 事      | 齋 藤 吉 松     | 上山市榎下3番地   |
| 同        | 木 村 剛 仁     | 同 原口481番地  |
| 同        | 遠 藤 健 一     | 同 仙石30番地   |
| 同        | 尾 形 宗 一     | 同 下生居170番地 |
| 同        | 漆 山 房 夫     | 同 牧野79番地   |
| 同        | 井 上 榮 二     | 同 上生居118番地 |
| 同        | 高 橋 義 明     | 同 泉川7番地    |
| 同        | 高 橋 源 右 工 門 | 同 金谷29番地   |
| 同        | 鈴 木 孝       | 同 阿弥陀地10番地 |
| 同        | 高 橋 恒 男     | 同 小穴10番地   |
| 同        | 北 澤 久 敏     | 同 相生16番地   |
| 同        | 大 城 守 男     | 同 川口26番地   |

|    |      |   |             |
|----|------|---|-------------|
| 同  | 菊池喜英 | 同 | 細谷701番地の1   |
| 監事 | 吉田益康 | 同 | 長清水二丁目3番11号 |
| 同  | 鈴木芳一 | 同 | 北町一丁目1番3号   |
| 同  | 小林克彦 | 同 | 菖蒲72番地      |

山形県告示第700号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上山市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

| 理事及び監事の別 | 氏名   | 住所          |
|----------|------|-------------|
| 理事       | 木村剛仁 | 上山市原口481番地  |
| 同        | 高橋位典 | 同 高松35番地    |
| 同        | 遠藤健一 | 同 仙石30番地    |
| 同        | 北澤久敏 | 同 相生16番地    |
| 同        | 高橋義明 | 同 泉川7番地     |
| 同        | 鈴木孝  | 同 阿弥陀地10番地  |
| 同        | 高橋恒男 | 同 小穴10番地    |
| 同        | 佐藤敏幸 | 同 牧野1番地     |
| 同        | 得政文和 | 同 上生居36番地   |
| 同        | 黒田源  | 同 皆沢559番地   |
| 監事       | 菅野義勝 | 同 金瓶字北158番地 |
| 同        | 木村芳松 | 同 下生居168番地  |
| 同        | 川口英男 | 同 川口37番地    |

山形県告示第701号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字黒沢字大沢・字小屋ノ沢・字松ノ沢・字大ソケ沢(以上4字国有林。次の図に示す部分に限る。)  
字中ノ沢(国有林)・大字種沢字滝ノ沢山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字大沢(次の図に示す部分に限る。)  
(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大沢(次の図に示す部分に限る。)  
(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字大滝字道六神山・大字小倉字宮ノ上(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字道六神山(次の図に示す部分に限る。)  
(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字道六神山(次の図に示す部分に限る。)  
(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字百子沢字鳥山・字松ケ崎(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
字鳥山・字松ケ崎(以上2字について次の図に示す部分に限る。)  
(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字鳥山・字松ケ崎(以上2字について次の図に示す部分に限る。)  
(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字玉川字大倉・大字片貝字黒石山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字黒石山(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大倉・字黒石山(以上2字について次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字大石沢字樺頭(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字樺頭(次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字樺頭(次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6 (1) 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡小国町大字東滝字霧山・大字大石沢字樺頭(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字霧山・字樺頭(以上2字について次の図に示す部分に限る。)

(ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字霧山・字樺頭(以上2字について次の図に示す部分に限る。)

(ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第702号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月8日から同年7月22日まで縦覧に供する。

平成15年7月8日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 椿川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長       |
|------------------------------------------------------|------|------------------------|-----------|
| 西置賜郡飯豊町大字添川字清水澤3520番1から<br>東置賜郡川西町大字上小松字若松沢5158番43まで | 旧    | 37.0メートル<br>と<br>9.0   | 1,097メートル |
| 同 上                                                  | 新    | 129.0メートル<br>と<br>11.0 | 980メートル   |

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第102号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成15年7月8日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

2 老人ホームの項の表中

|               |               |
|---------------|---------------|
| ラ・フォーレ天童ケアハウス | 〃 大字道満173 - 1 |
|---------------|---------------|

を

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| ラ・フォーレ天童ケアハウス | 〃 大字道満173 - 1       |
| 特別養護老人ホームあこがれ | 〃 大字荒谷字原1973 - 1345 |

に改め、5 介護老人保健施設の

項の表中

|          |                |
|----------|----------------|
| ラ・フォーレ天童 | 天童市大字道満193 - 1 |
|----------|----------------|

を

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| ラ・フォーレ天童     | 天童市大字道満193 - 1     |
| 介護老人保健施設あこがれ | 〃 大字荒谷字原1973 - 884 |

に改める。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成15年7月8日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第2条の2第1項中「最上総合支庁、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、平成15年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 平成15年10月10日(金) 午前10時から正午まで  
(2) 場 所 山形県工業技術センター講堂 山形市松栄二丁目2番1号

2 受験手続

受験願書を平成15年9月8日(月)から平成15年9月19日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部産業政策課に提出すること(郵送による提出の場合は、9月19日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)

3 その他

詳細については、商工労働観光部産業政策課鉱政係(電話023(630)2361)に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに長井市役所において平成15年11月8日まで縦覧に供する。

平成15年7月8日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長井タウンセンター  
長井市本町二丁目4番37号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社タウンセンター 長井市本町二丁目4番37号  
代表取締役 長岡 峯治

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|---------|---------|-----------------|
| 午前10時   | 午後9時    | 年間60日は閉店時刻午後10時 |

(変更後)

|         |         |     |
|---------|---------|-----|
| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
| 午前9時    | 午後11時   |     |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分から午後9時15分まで。ただし、年間60日は午前9時45分から午後10時15分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成15年6月25日

5 届出年月日

平成15年6月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年11月8日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行 | 誤     | 正       |
|------------|-----------|-----|---|-------|---------|
| 平成15. 4. 4 | 第1428号    | 425 | 7 | 医務福祉課 | 健康福祉企画課 |
| 同 4. 8     | 第1429号    | 471 | 4 | 医務福祉課 | 健康福祉企画課 |